

第1期

和水町教育振興基本計画

(令和8年度～11年度)

令和8年4月

和水町教育委員会

はじめに

現在、少子高齢化だけでなく、グローバル化、情報化など社会が大きく変化し続ける中で、人生100年時代や超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて、教育が果たしていく役割はこれまで以上に大きくなっています。

このような中、国は、令和5年に「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）を、県は、令和6年に「第4期熊本県教育振興基本計画」（令和6年度～令和9年度）を策定し、県の教育振興基本計画では、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり」という教育理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げています。

本町ではこれまで、「和水平町教育創造計画」を策定・推進してまいりましたが、このたび、「和水平町教育大綱」と「和水平町教育創造計画」を併せて、あらたに「第1期教育振興基本計画」を策定しました。本計画では「郷土に誇りを持ち、未来を拓く人づくり」を基本理念とし、今後4年間で取り組むべき施策を示しています。

今後、家庭・学校・地域・子供・行政の五者が連携し、和水平町民憲章にもありますように、先人たちが築いてきた歴史をこれからも受け継ぎ、「温もりをつなぎ 誇りを育む わたしたちの和水平町」を目指して取り組んでまいります。

和水平町長 石原 佳幸

和水平町教育長 米田 加奈美

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 計画の基本構想	3
1 基本理念（めざす子ども像）	3
2 施策の体系	4
第3章 施策の展開	5
●基本目標Ⅰ <学校教育の充実>	5
1 確かな学力の育成	5
2 豊かな心の育成	8
3 健やかな体の育成	10
4 社会の変化に対応した教育の推進	14
●基本目標Ⅱ <生涯学習の推進>	21
1 学びの場の充実	21
2 社会体育の振興	23
3 歴史・文化の振興	26
●基本目標Ⅲ <家庭・地域の教育力向上と学校との相互連携強化>	27
1 家庭・地域の教育力向上	27
2 学校との連携・協働の推進	29
●基本目標Ⅳ <教育基盤の整備・充実>	30
1 教育環境の整備・充実	30
2 教育施設の整備・充実	33
第4章 評価指標	35
◎資料編	
キッズ・プロジェクトについて	37
和水町についての“子供たちの声”	38
用語解説	39

< 具体的な取組については4ページをご参照ください。 >

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

あらゆる変化が急速に進み、厳しい挑戦の時代を迎える我が国において、教育の果たす役割は極めて大きいと言えます。

このような社会状況において、町の教育の充実を図ることは、各世代における「生きる力」の育成とともに「生きる喜び」の向上に寄与し、ひいては町の未来を拓く人材づくりにつながると考えます。

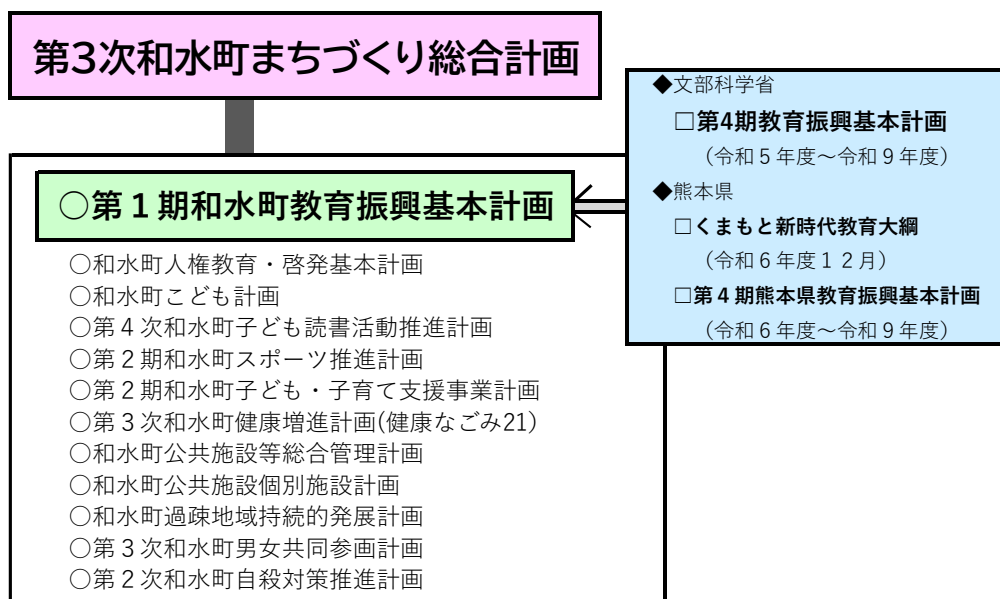
これまで本町における教育の基本計画であった「和水町教育創造計画」が最終年度となったことに伴い、改めて現状を整理し、新たな課題を解決すべく「第1期教育振興基本計画」（以下「本計画」）を策定しました。

なお、本計画の策定に当たっては教育委員会による検討を経て、総合教育会議において町長と教育委員会が教育施策の方向性について協議し、あわせてパブリックコメントを実施することで、町民の皆様の意見を反映させました。

2 計画の位置づけ

新たな社会の局面を見据えて策定された国の「第4期教育振興基本計画」、県の「くまもと新時代教育大綱」及び「第4期教育振興基本計画」を踏まえるとともに、本町運営の基幹計画として策定された「第3次和水町まちづくり総合計画」を受け、本計画を策定しています。

本計画は、町の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、和水町の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的な施策を明らかにするために策定したものであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に規定される「大綱」を兼ねています。



3 計画の期間

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
国	第3期計画	第4期教育振興基本計画 (令和5年度～令和9年度)					次期計画 (令和10年度～)				
熊本県	第3期計画		第4期熊本県 教育振興基本計画 (令和6年度～令和9年度)				次期計画 (令和10年度～)				
和水町	第2次和水町まちづくり総合計画 <後期基本計画> (令和4年度～令和7年度)				第3次和水町まちづくり総合計画 (令和8年度～令和15年度)						
	和水町教育大綱 和水町教育創造計画 (令和4年度～令和7年度)			第1期 和水町教育振興基本計画 (令和8年度～令和11年度)			次期計画 (令和12年度～)				



第2章 計画の基本構想

1 基本理念

郷土（ふるさと）に誇りをもち、未来を拓く人づくり

豊かな自然に恵まれ、歴史的な文化遺産を数多く有する本町は、先人たちの努力によって発展してきた農業を中心とした産業に加え、近年では社会のニーズに応じた新たな産業も成長を遂げています。また、支え合い・助け合いの精神に基づく心温まる地域づくりも進められています。

この教育理念は、そのような町の姿に対する自信と誇りを礎に、町の未来を切り拓くことを目指して設定しました。全国的な少子高齢化が進む中で、本町も同様の課題に直面していますが、町を守り、育て、発展させるためには、地域社会や国際社会で活躍できる人材の育成こそが基盤であり、原動力となるものです。

予測困難な激しい変化の時代はすでに到来しており、その変化を身近に感じる昨今ですが、この変化は決してマイナス面ばかりではありません。急速に進化するICT*関連技術やAI技術は、地方に新たな可能性をもたらすものでもあります。

変化による厳しい挑戦の時代を迎えようとする今、これに主体的に対応できる力を養い、たくましく生きる力を育むために、学校教育や社会教育において、さまざまな学びの場を充実させ、教育の力で町民の皆さまのウェルビーイング*を実現する町づくりを目指します。



2 施策の体系

基本目標Ⅰ 学校教育の充実

	記載 ページ
1 確かな学力の育成	
●取組1 「熊本の学び」の推進	5
●取組2 小中一貫教育の推進	7
2 豊かな心の育成	
●取組3 人権・同和教育及び道徳教育の充実	8
●取組4 いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と生徒指導の充実	9
3 健やかな体の育成	
●取組5 基本的生活習慣の定着	10
●取組6 体力の向上	11
●取組7 健康管理	12
●取組8 食育の推進	13
4 社会の変化に対応した教育の推進	
●取組9 幼・保等、小、中連携の推進	14
●取組10 特別支援教育の推進	15
●取組11 環境教育の推進	16
●取組12 国際理解教育、外国語教育の充実及びグローバル人材の育成	17
●取組13 情報活用能力の育成	18
●取組14 キャリア教育の推進	19
●取組15 ふるさとを愛する心の育成	20

基本目標Ⅱ 生涯学習の推進

1 学びの場の充実	
●取組16 各種講座の開設と充実	21
●取組17 子どもの読書活動の推進	22
2 社会体育の振興	
●取組18 生涯スポーツの振興	23
●取組19 金粟四三の顕彰・関連遺産の保全・活用	24
●取組20 部活動の地域展開に向けた取組の推進	25
3 歴史・文化の振興	
●取組21 歴史・文化資源の保全と活用	26

基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力向上と学校との相互連携強化

1 家庭・地域の教育力向上	
●取組22 家庭の教育力向上	27
●取組23 地域の教育力向上	28
2 学校との連携・協働の推進	
●取組24 コミュニティ・スクールの推進	29

基本目標Ⅳ 教育基盤の整備・充実

1 教育環境の整備・充実	
●取組25 学校の防災・安全対策の推進	30
●取組26 教育DXの推進	31
●取組27 教職員の働き方改革の推進	32
2 教育施設の整備・充実	
●取組28 学校教育施設の整備・充実	33
●取組29 社会教育施設の整備・充実	32

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

●取組1 「熊本の学び」の推進

【現状と課題】

「熊本の学び推進プラン※」では、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善、学力向上検証改善サイクル※の確立、学習習慣の形成等が示されています。

本町においても、この推進プランを踏まえ、全国、県および町が実施する学力・学習状況調査の分析を行い、町としての傾向や課題を各学校と共有し、ICT機器の活用を含めた授業改善等に取り組んでいます。このような取組もあって、令和7年度に小学校6年生と中学3年生に実施された全国学力・学習状況調査では、実施された6教科のすべてにおいて県平均を上回り、その内5教科においては全国平均を上回る結果が得られています。

より効果的な学習指導を行うために、本町では令和2年度に「一人一台端末（タブレットPC）」を導入しました。今後も活用のための取組が引き続き必要であり、アプリケーションソフト※の更新に伴う教職員の研修等も必要になる状況です。

また、社会状況の変化により、これまで取り組まれてきた家庭学習の習慣化や地域人材を生かした取組なども継続していくための工夫改善が求められています。

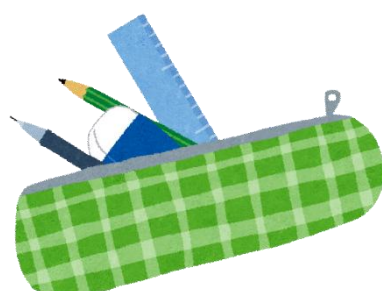
【基本方針】

確かな学力と学習習慣の確立を図るため、引き続き、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めます。また、ICT機器を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。さらに、学校・家庭・地域・行政が連携を図り、子供の学びを支える環境を整えます。



【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
学力の現状分析による課題と実践内容の共通理解	○学力向上対策部会を開催し、各学力調査等の結果分析から成果・課題を共有し、現状に応じた取組の共通理解・共通実践を図ります。	学校教育課
授業改善の推進	○「主体的・対話的で深い学び」に向け、学力向上検証改善サイクルを確立させるとともに、校内研究の充実を図ります。 ○ICT 機器による学習アプリやドリル教材等を活用し、個に応じた学習指導を行います。 ○町の研究指定である「学力充実フロンティア事業」を継続し、取組のさらなる深化・発展を図ります。 ○学校教育指導員による支援を通して授業力向上を図ります。	学校教育課
ICT 機器活用のための教職員研修の実施	○ICT 支援員により、教職員研修を実施するとともに、個別の相談にも対応します。 ○一人一台端末の使用について、学校の規定やマナー等を共有し、より効果的な活用を図ります。	学校教育課
地域と連携した学びの場づくり	○地域人材による学習支援、読み聞かせ、体験活動等を取り入れ、地域とともに学ぶ環境を整えます。	学校教育課 社会教育課



●取組2 小中一貫教育の推進

【現状と課題】

児童生徒の9年間にわたる学びを見通した教育の実現に向けて、町内の全ての学校で小中一貫教育に取り組んでいます。平成27年度から29年度には、三加和小・中学校が熊本県教育委員会の指定を受け、研究に取り組みました。その成果は町内で共有され、現在に至っています。小学校での一部教科担任制による授業や、小中学校間の研究授業による交流、学習スタイルや学習規律の一貫した指導などは、現在も継続して実施されています。

ただし、教職員は異動によって入れ替わるため、継続的な取組を進めるには、共通理解の更新が不可欠です。

児童にとって、中学校への入学は期待を抱く一方で、環境が大きく変わるため不安も抱えやすい時期です。この変化が不登校の要因になることもあります。そのため、児童が安心できるよう、小中学校間での連携を一層強化する必要があります。

また、一人一人の児童生徒に個に応じた進路を実現させるためには、自身の特徴や良さを自覚し、それを伸ばしていくことが重要です。中学校に入学した後も、小学校での体験活動やその他の学びを活かしながら、自己を形成していくことができるよう支援します。

【基本方針】

小中学校が連携し、9年間の学びの連続性を確保するため、児童生徒や教職員の交流の機会や児童生徒一人一人に応じた支援体制を整備します。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
小中学校間での切れ目のない指導体制の整備	○学力調査、生活状況アンケート、個別の支援計画等の情報を適切に管理しつつ、小中学校間で共有する仕組みを構築します。 ○中学校入学の前後に、それぞれの担任等の関係教職員による情報交換の場を設けます。	学校教育課
小中学校交流の継続的な実施	○中学校では、小学校6年生の児童・保護者を対象に新入生説明会を実施します。 ○学校行事の合同実施、小中学校間の授業参観等を通じ、児童生徒が自然に交流する機会を設け、中一ギャップ*の解消を支援します。 ○小中学校のすべての教職員等を対象に、児童生徒理解や学級経営等についての合同研修会を実施します。	学校教育課

2 豊かな心の育成

●取組3 人権・同和教育及び道德教育の充実

【現状と課題】

県の教育振興計画では、差別の未然防止や人権感覚の育成が重点項目として掲げられ、学校・家庭・地域・行政の連携強化が求められています。

本町でも、人権尊重を基盤とする教育を推進しており、社会教育では町民向けに人権に関する集会や講演会を実施しています。さらに、広報誌を通じた啓発活動や、学校と連携して「親子で綴る人権標語」の募集等を行いながら、地域住民への人権意識の浸透に取り組んでいます。

学校教育においては人権学習や道德教育を通じて多様な価値観を理解し、差別を許さない共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。特に道德教育は、「特別の教科 道德」を要とし、教育活動全体を通して進められています。その中には必要に応じて地域人材を活用しながら、道徳的実践力を育むことを目指しています。

また、SNSやAI等の進化・普及は必至です。このことは社会に多くの恩恵をもたらすものですが、一方では様々な形での人権侵害も危惧されます。義務教育の間に正しいメディアとの付き合い方を身に付け、モラルを守って生きる姿勢を身に付けることは、人権を尊重する社会を維持するためには必須といえます。

さらに、児童生徒一人一人の尊厳・人権を尊重し、多様性を認め合う姿勢を育むという視点から、中学校の制服については再検討の必要性が高まっています。

【基本方針】

すべての町民が互いの尊厳を認め合い、多様性を受け入れる力を育むため、学校・家庭・地域・行政が連携した人権教育と道德教育を一体的に推進します。

また、地域の歴史や実情を踏まえ、実践的で継続性のある学びを通して、あらゆる差別のない、人権共存社会の実現を目指し人権教育啓発活動の推進に努めます。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
教職員・地域住民向け研修の推進	○二町ブロック人権同和教育研究集会、人権の集い等の研修会やミニ講座、フィールドワーク*を実施し人権意識の向上を図ります。	社会教育課
地域参加型の人権教育プログラムの推進	○当事者講話、世代間交流等を計画的に導入します。 ○学校・家庭・地域・行政が共同で取り組む体制づくりを進めます。	社会教育課
学校・家庭・地域・行政の連携による人権・同和教育の推進	○授業参観や学校からの便り等を通じ、家庭や地域に人権意識の浸透を図ります。 ○学校を通して「親子で綴る人権標語」の募集を行い、優秀作品は公民館等で掲示します。	学校教育課 社会教育課
情報モラル*教育の推進	○日常の情報機器活用の場面で、関連するモラル教育を行っていきます。 ○ICT支援員や外部人材の専門性を活かし、分かりやすくモラルの必要性を伝えます。	学校教育課
中学校制服の再検討	○従来の性別二分型制服の見直しを検討します。	学校教育課

●取組 4 いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と生徒指導の充実

【現状と課題】

各学校では、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを進め、いじめの未然防止に努めています。また、いじめ防止基本方針に基づき、日常的な見守りや定期的なアンケート調査、教育相談等にも取り組んでいます。さらに、県では毎年5月を「心のきずなを深める月間」と定め、町内の小中学校でも、いじめをはじめとする心の健康に焦点を当てた指導を行っています。

課題が見られる児童生徒については、状況に応じてスクールカウンセラー※(SC)やスクールソーシャルワーカー※(SSW)等に繋げるほか、学校や関係機関、行政が参加する「拡大不登校対策委員会」を実施し、個に応じたより良い対応策を検討しています。

さらに、本町では、不登校や登校しづらさを抱える児童生徒等の支援を目的に、令和6年度に教育支援センター「クローバーなごみ」を設置し、自立に向けた支援や在籍校への復帰に向けた支援を行っています。

近年では、情報端末の普及により SNS 等を通じたトラブルが増加しており、児童生徒がトラブルに遭遇したり、悩みを抱えていることが見えにくくなっています。学校では、日常的に心の通い合う学級づくりを進めるなど、積極的な生徒指導に取り組み、さまざまな問題の未然防止に努めています。

【基本方針】

いじめや不登校、問題行動等の未然防止及び生徒指導の充実を図るため、学校・家庭・関係機関・行政が連携し、児童生徒一人一人に応じた支援体制を整備するとともに、安心できる学びの環境を確保します。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
未然防止の取組と早期の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○学校では、相談体制の充実や安心できる居場所づくりを行います。 ○不登校児童生徒や登校しづらさを抱える児童生徒への配慮やサポートを小中学校が連携して行います。 ○必要に応じ拡大不登校対策委員会を実施し、多角的な見地から対応策の検討を行います。 ○ICT 機器を使って不登校児童生徒や登校しづらさを抱える児童生徒の支援を引き続き行います。 	学校教育課
情報モラル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル※教育の充実を図り、生活習慣の改善及び問題行動の予防を図ります。 	学校教育課
教育支援センターの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援センターを、不登校児童生徒や登校しづらさを抱える児童生徒の「安心できる学びと相談の場」として位置付け、学校との情報共有や復帰及び自立に向けた支援を円滑に行います。 	学校教育課

3 健やかな体の育成

●取組5 基本的生活習慣の定着

【現状と課題】

児童生徒が心身ともに健やかに成長し、社会的に自立していくためには、あいさつ・早寝早起き・食事・学習・運動・休養など、基本的生活習慣を身に付けることが重要です。

しかし、近年は、全国的に生活様式の多様化やメディア機器の長時間使用、夜型の生活習慣などにより、睡眠時間の減少・朝食の欠食などを要因とした体力や集中力の低下などがみられています。児童生徒へのアンケート調査によると、本町の現状は概ね良好であるものの、今後も警鐘をならし続けていく必要があります。

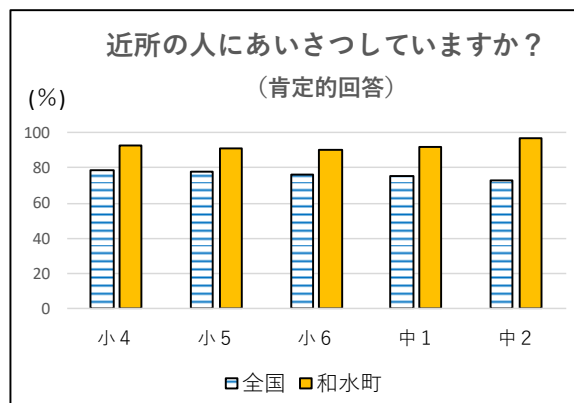
また、良好な社会生活に欠かせない「あいさつ」についても、小中学校ともに全国平均を上回っている状況ですが、この気運を維持するためにも、学校だけでなく、家庭・地域・行政が一体となり取組を進めることが求められます。

【基本方針】

児童生徒に基本的生活習慣の重要性を理解させるとともに、学校・家庭・地域・行政が連携して継続的に働きかけを行うことで、自ら心身の健康を管理する力を育成します。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
あいさつ運動の推進	○町内4つの小中学校が協力して町に貢献する「キッズ・プロジェクト」において「あいさつ運動」に取り組み、自らも進んであいさつをする意識を育成します。	学校教育課
メディア機器の適正な利活用の啓発	○スマートフォンやタブレット等の適切な利用を促すため、学校・家庭の連携した取組を支援します。	学校教育課
食育の推進	○健康的な朝食習慣が身に付くよう、家庭と学校が共通理解のもと食育を推進します。	学校教育課
児童血液検査	○小学生（6年生）を対象に血液検査を実施し、異常が検出された児童については保護者に保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。	学校教育課 保健子ども課



資料：R6 県学力・学習状況調査
児童生徒質問紙より

●取組 6 体力の向上

【現状と課題】

体育科の授業や運動会・体育大会等の体育的行事等を通して、児童生徒の体力向上に取り組んでいます。

しかし、小学校の統合に伴い、半数程度の児童がスクールバスで通学をしていることや、中学校における自力登校率が減っている状況もあり、体力の低下が懸念されます。体力テストの結果では、基礎体力や持続的な運動習慣に課題のある児童生徒が一定数見受けられます。また、中学校体育科の指導が専科の教職員によって行われているのに対し、小学校では学級担任によって行われているため、体育活動の充実度にばらつきが見られる傾向があります。

【基本方針】

児童生徒の体力向上を図るため、体育科の授業や部活動等の充実を通して運動量を確保するとともに、個々の状況や体力等に応じて、運動に親しむ習慣を身に付けるよう支援します。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
児童生徒の状況や体力等に応じた支援	○体力テストや健康診断の結果を活用し、個々の状況や体力等に応じた支援を行います。 ○運動が苦手な児童生徒に対しては、まず運動に親しめるよう指導法を工夫します。 ○地域人材の協力を得て、体育的行事の充実を図ります。	学校教育課
小学校体育授業の充実	○小学校には外部委託により体育専門の指導者を確保し、より運動の楽しさを提供し、運動習慣の定着や体力向上を目指します。また、教職員の指導力向上も支援します。	学校教育課



●取組 7 健康管理

【現状と課題】

定期的な健康診断や日常の健康観察及び学級担任・養護教諭による保健指導等を通して、児童生徒の健康管理に取り組んでいます。また、熱中症や各種感染症予防など、その時季に応じた未然防止のための指導や対策も実施しています。

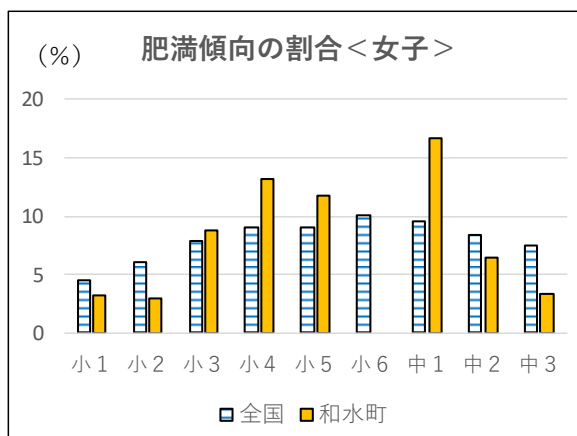
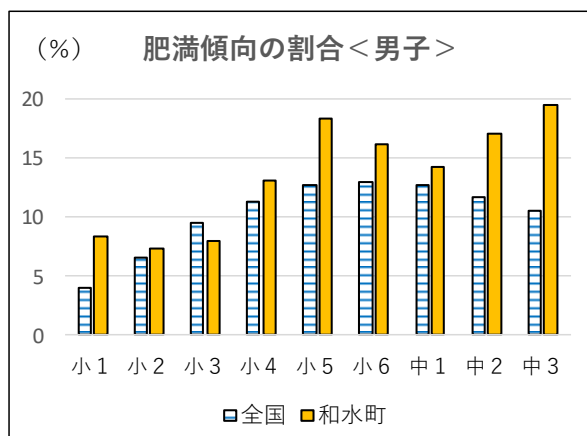
しかし、地域学校保健委員会※の分析では、本町は肥満傾向の児童生徒の割合が、全国平均と比べて高い学年が多いことが分かっています。また、メディアの長時間使用による就寝時刻の遅れも見られています。これらのことは、身体だけでなく心の健康にも関わる重要な課題であり、運動量の確保や望ましい生活習慣の定着等の取組を継続して行っていく必要があります。

【基本方針】

児童生徒が心身ともに健康で安心して学習に取り組める環境を整えるため、学校におけるさらなる健康教育の充実、生活習慣改善の支援に取り組めます。また、町保健師の指導により、体の異常の早期発見に努め、将来の生活習慣病等の予防を図ります。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
定期健康診断と生活習慣アンケートの実施	○身体測定・内科・歯科・眼科・耳鼻科検診等の結果を踏まえ、個別指導に活用します。 ○生活習慣アンケートで睡眠、食事、運動、ICT 機器利用時間などの状況を把握し、必要に応じ個別指導や家庭へ助言を行います。	学校教育課
児童血液検査の実施	○町費で小学6年生に血液検査を実施し、結果をもとに保健師による指導を行います。	学校教育課 保健子ども課
地域学校保健委員会による調査結果の共有	○学校のデータを持ち寄り、町の状況について共通理解を図り、取組に活かします。	学校教育課



資料：R7 定期健康診断結果より

●取組8 食育の推進

【現状と課題】

学校給食や生活習慣に関する指導を通して、栄養バランス、食事マナー、地域の食材を活用した料理等への関心を高める取組を行っています。特に地産地消・郷土料理などの地域の食文化を取り入れたメニューの提供、栄養教諭・給食担当職員等による指導、地域や関係機関と連携した体験的な学びなどを通して、正しい知識と食の大切さを実感できる食育を推進しています。

全国的に生活リズムの乱れや偏食、朝食の欠食、食に関する考え方の変化、生活スタイルの多様化が進む中、本町においても望ましい食習慣の定着は重要な課題の一つと言えます。また、食物アレルギー対応は、より丁寧な家庭との連携とそれを踏まえた指導が必要です。

【基本方針】

児童生徒が「食を通して健やかに成長し、心豊かな生活を送る力」を育むことを目指し、学校・家庭・地域・行政が連携して、計画的かつ体系的な食育を推進します。栄養や健康に関する知識の習得に加え、食の選択・マナー・地域の食文化への理解を深め、望ましい生活習慣の確立を図ります。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
給食指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任や栄養教諭による給食時間の「食に関する指導」を充実させ、メニューの背景や地域の食材などを学ぶ機会を増やします。 ○給食時間を楽しくする取組を実施します。 「なごみランチ」・・・旬の地元食材を使用した町内共通の献立 「ふるさとくまさんデー」・・・県内郷土料理の献立 「絵本給食」・・・絵本に出てくる料理の献立 ○行事食、全国の郷土料理や世界の料理などの献立とそれに関する動画で紹介を行います。 ○児童生徒と保護者のニーズを踏まえ米飯給食の在り方について検討します。 	学校教育課
望ましい食習慣の形成と家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活調べなどをもとに、児童生徒の実態に応じた指導を行います。 ○食物アレルギーへの理解を深め、学校・家庭・医療機関の連携により安全安心な学校生活を確保します。 	学校教育課
健康づくりと食育の一体的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養バランスの取れた学校給食、安心・安全な学校給食を実施します。 ○食に関する専門家（町の栄養士・保健師等）による講座を実施し、食に関する理解を深めます。 	学校教育課 保健子ども課
地域や関係機関と連携した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○田植え・稲刈り・野菜栽培等の体験学習を実施します。 ○地元農産物を活用し、地域の食について学ぶ学習を充実させます。 ○町の関係機関及び農業団体等と連携し、給食食材として地域農産物を積極的に活用します。 	学校教育課 農林振興課

4 社会の変化に対応した教育の推進

●取組9 幼・保等、小、中連携の推進

【現状と課題】

前述の小中一貫の取組に加え、幼児期の終わりから小学校入学への円滑な接続を目指し、就学前教育と小学校及び中学校の連携を図っています。定期的実施する園長・校長合同会議での協議を踏まえ、日常の教育活動を行うとともに、小学校の入学に際しては、就学時健診や体験入学の折に子供と保護者を対象に説明を行い、安心して学校生活に移行できる支援をしています。

また、就学前、小学校、中学校の全職員が一堂に会し、研修や交流をする場を設けています。それぞれの立場から教育について語り合う貴重な機会となっており、相互理解を通して連携を深めることに繋がっています。

全国的には不登校が増加の一途をたどっており、その未然防止の取組として今後もより連携を深めていく必要があります。

【基本方針】

幼児期から小・中学校段階までを見通した教育の円滑な接続を図るため、各教育施設間の情報共有を図り、指導の連続性を確保します。また、発達段階に応じた教育のスムーズな接続を意識し、子供が安心して学びの場を移行できる環境づくりを推進します。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
幼・保等、小、中合同研修会の実施	○就学前、小、中学校すべての職員を対象とした研修会を実施し、相互理解を図ります。	学校教育課
園長・校長合同会議の実施	○年2回程度実施し、町の教育の方向性やそれぞれの子供の状況等について共通理解を図ります。	学校教育課
体験入学時の交流	○小学校の体験入学の際には小学生が就学前の子供と交流し、緊張を和らげることで入学への不安感を解消します。	学校教育課
幼・保等、小、中連携における架け橋期の充実	○架け橋期のカリキュラム※を作成し、検証・改善を図ります。	学校教育課



●取組10 特別支援教育の推進

【現状と課題】

特別支援教育は、障がいのある子供の自立や社会参加に向け、子供一人一人の教育的ニーズに基づき、その持てる力を高め、生活の改善や学習上の困難を克服するための支援を行うものです。

最近では、通常学級において特別な支援を要する児童生徒も増える傾向があり、常に現状を見直し、指導の改善を図る必要があります。インクルーシブ教育*の視点も大切にしながら、特別支援教育コーディネーターを中心に全職員で研修を行い、取組を進めることが重要です。

【基本方針】

家庭や福祉部局との連携を図りながら、特別な支援を必要とする子供についての環境整備を行い、適切な学びの場になるよう条件整備を行います。また教職員の研修の場を確保します。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
個々の教育的ニーズの把握と研修	○個別の教育支援計画*・指導計画*を作成し、ニーズの把握と各学校段階で引継ぎを行います。 ○巡回相談を活用し、職員の理解を深め支援体制の充実を図ります。	学校教育課
教育支援委員会の実施	○障がいのある幼児・児童生徒の適正な就学について協議・検討を行います。	学校教育課
各学校でのケース会議*の実施	○支援を必要とする個々の児童生徒について日々の関わりの中からの気づき等を情報交換し、よりよい支援につなぎます。	学校教育課 保健子ども課
就学説明会の実施	○3～5歳児の就学前の保護者を対象に、特別支援学級入級までの流れを説明します。	学校教育課
特別支援教育コーディネーター会議の実施	○各学校の特別支援教育コーディネーター*による情報交換と研修の場を設定します。	学校教育課
特別支援教育支援員の配置	○児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援を充実するために、各学校に配置します。	学校教育課



●取組 1 1 環境教育の推進

【現状と課題】

地球温暖化に起因すると言われる自然環境の変化は、気候変動やさまざま災害となって私たちの生活に大きな影響を与えています。このような環境問題の多くは、事業活動や日常生活が環境負荷となって顕在化しているものであり、これからの持続可能な社会を作り上げていくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを改め、環境負荷を少なくしていく必要があります。そのためには、環境に関する関心・意欲を持ち、環境の保全に主体的に取り組む人材を育成することが重要です。

しかし、環境問題を自分事としてとらえる意識は定着が難しいという課題もあります。学校では環境に関する授業だけでなく、ゴミ分別、リサイクルなど体験的な活動も取り入れながら児童生徒の意識の向上を図っています。

【基本方針】

児童生徒が自然や地域の環境と関わりながら、環境問題を正しく理解し、主体的に行動できる力を育成します。そのため、体験的・探究的な学びに更に工夫を加えながら、「気づき」「考え」「行動する」力を高めるようにします。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
「水俣に学ぶ肥後っ子教室※」の推進	○児童が水俣病資料館を訪問し、水俣病について学ぶとともに、環境を守る取組について学習します。 ○人権や環境については水俣での学習だけでなく、事前学習・事後学習の充実も図ります。	学校教育課
資源を有効活用する体験活動の実施	○学校版環境 ISO※の取組として、節電・節水・リサイクルに主体的に取り組めます。 ○各地域で児童生徒がリサイクル活動を行い、ごみ分別について体験的に学びます。	学校教育課
潤いある環境づくり	○学級園や学校園で、花を育て愛でる活動を行い、児童生徒の感性を育てます。 ○美しく整った掲示を含め、教育環境を整備します。	学校教育課



●取組 1 2 国際理解教育、外国語教育の充実及びグローバル人材の育成

【現状と課題】

児童生徒が、これからのグローバル社会^{*}を生き抜くためには、自ら課題を発見し、主体的にその解決を図る態度を養うとともに、自国だけでなく他国の文化や多様性について理解を深め、国際社会のあり様に関心をもつことが求められます。

これらの資質の基盤となるものの一つに外国語のスキルがあります。以前からあった中学校での外国語の指導に加え、近年では小学校でも高学年に「外国語科」、中学年には「外国語活動」が教育課程に位置付けられました。

本町では、これまで教職員による外国語指導をさらに充実させるため、独自の外国語指導助手(ALT)を配置してきましたが、令和7年度後期からは、更に外部委託により小学校低学年を対象に外国人ALTを配置しました。このことにより、保育園等で取り組まれている英語に親しむ活動から中学校まで切れ目のない、段階に応じた指導が可能となりました。

【基本方針】

外国語によるコミュニケーション能力を育成し、自国や地域についての理解を基盤としてグローバルな視点を養い、地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指します。

英語検定外部試験の受験者に対し、経済的支援を行います。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
段階に応じた外国語学習の充実	○小学校では「外国語活動」「外国語科」の前段階として、小学1・2年生に対し外部委託による外国人ALTを派遣し、英語に慣れ親しむ機会を設けます。 ○中学校では、日常的な会話や情報交換等の基本的なコミュニケーション能力を育成するため、外国人ALTを配置します。	学校教育課
英語検定外部試験への経済的支援	○中学生を対象に英語検定外部試験の検定料を支援します。	学校教育課
指導力の向上	○教員の外国語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図ります。	学校教育課
ICT 機器の活用	○より広範囲からの情報を収集したり、他地域との交流を図るためにタブレットPC等を効果的に使用します。	学校教育課
中学生の海外の学校とのオンライン交流	○海外の学校とオンラインを使って交流することで、国際感覚を育成するとともに、自分の町をより理解する機会とします。	学校教育課
中学生の海外短期派遣事業	○町内の中学生を海外に派遣することにより、生徒の国際感覚やコミュニケーション能力を磨き、グローバル社会に求められる資質形成を図ります。	学校教育課

●取組 1 3 情報活用能力の育成

【現状と課題】

社会の大きな変革の一つに、情報技術の発展が挙げられます。国や県が実施する学力調査においても、ICT 端末の使用が始まりました。本町でも、学校のネットワーク環境の整備を進め、授業での活用はもとより学習記録の管理やオンライン教材の利用なども始まっています。

ICT 端末の活用は、国が示す「個別最適な学び*と協働的な学び*の一体的な充実」において有効であることは明らかであり、今後も活用の充実が求められます。町としても ICT 支援員の配置や機器の整備を進めています。

しかし、一方で情報技術の進展には負の側面も存在します。個人情報流出や SNS 上でのトラブル、近年急速に身近になった生成 AI の過信や悪用など、様々な問題が表面化しています。また、視力など健康への影響も懸念されています。

これらの状況を踏まえ、ICT 機器の有効活用を推進しつつ、情報モラル*を含む情報活用能力の育成は極めて重要です。

【基本方針】

児童生徒に情報活用能力を育成します。また、その重要な要素である情報モラル教育にも力を入れるため、教職員への支援体制を整備します。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
ICT 支援員の配置による授業・学習支援	○授業中の ICT 機器の活用支援やトラブル対応、操作指導の充実を図ります。 ○教職員への ICT 教材活用の支援や授業改善のアドバイスの充実を図ります。	学校教育課
情報モラル教育の推進	○健康・安全な活用を図るため、各校の状況に応じた情報モラル教育を計画的に実施します。	学校教育課
機器の導入・整備	○児童生徒・教職員の ICT 活用が進むよう安定した操作環境を整備します。	学校教育課



●取組14 キャリア教育の推進

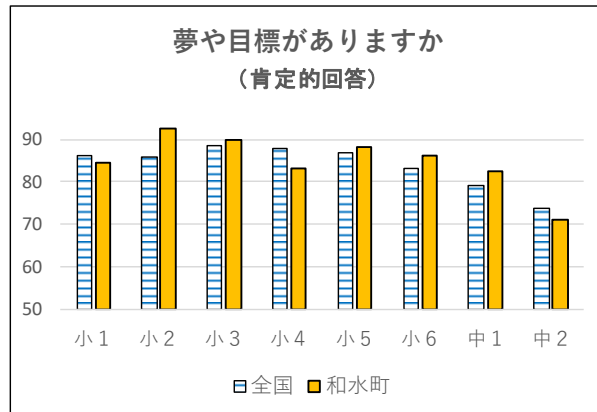
【現状と課題】

社会のグローバル化や情報化など様々な変化が進展する中で、児童生徒が社会で自立し、よりよく生きるためには、職業観や勤労観を育て自らの生き方を主体的に考える力を育むことが必要です。

そのために本町では、地域と連携し小学校での稲作体験や中学校での職場体験学習等を実施しています。

今後も児童生徒の発達段階に応じた取組を継続して行っていくために、地域や産業界等との連携をさらに充実させていく必要があります。

また、児童生徒一人一人がキャリア・パスポート*を作成し、小学校から中学校に引き継ぐことで、社会的・職業的自立に向けた成長を一貫して支援しています。



資料：R6 県学力・学習状況調査
児童生徒質問紙より

【基本方針】

幼児期から中学校卒業までの一貫したキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人が将来の自分の生き方や進路について考え、主体的に選択・行動できる力を育成します。また、学校・家庭・地域・行政と産業界が連携し、地域ぐるみで児童生徒のキャリア形成を支援する体制を整えます。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
体験的学習の実施と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校では稲作体験や紙漉き体験を実施し、やり遂げる経験や達成感を味わうことで、地域社会を知り関心をもつ機会とします。 ○中学校では職場体験、起業体験等を通して社会的、職業的自立の基盤となる資質・能力や態度を育成します。 ○地域学校協働活動推進員と連携し、体験学習に対する地域の協力体制を整備するため、産業界への働きかけを行います。 	学校教育課
自分自身を知ることへの支援	○小中学校9年間を通したキャリア・パスポート*を活用し、成長を「見える化」することで、一人一人のキャリア形成*を支援します。	学校教育課

●取組 1 5 ふるさとを愛する心の育成

【現状と課題】

地方からの人口流出と急速な都市化が進む中、児童生徒に地方の歴史や文化、自然環境、人々とのつながりへの関心を持たせ、ふるさとへの誇りと愛着を育むことの重要性が増しています。

本町は先人の努力と豊かな自然、長い歴史の中で培われた伝統・文化に支えられ、金栗四三をはじめとする偉人も輩出しています。これらは町民の誇りであり、次世代を担う子供たちに継承すべき貴重な財産です。

本町では、地域学習やふるさと体験を通して地域理解を深める教育を進めていますが、活動継続のための時間や人材の確保が課題となっており、学校・地域・家庭・行政の連携の強化が求められます。

【基本方針】

児童生徒に地域を担う意識を育てるため、様々な体験活動を通して地域で活躍する人々の姿に触れさせ、郷土の営みや文化を理解し、町に誇りと愛着をもち、ふるさとを大切に思う心を育みます。また、そのための学校・家庭・地域・行政の連携を図ります。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
町イベントへの参加促進	○町のイベントである古墳祭、戦国肥後国衆まつり、山太郎祭、金栗四三翁マラソン大会、町文化祭等に積極的な参加を促します。	まちづくり課 社会教育課
地域への貢献活動の実施	○町内4つの小中学校が協力して、町に貢献する「キッズ・プロジェクト※」に取り組み、地域への感謝の気持ちを育み、住み良い町づくり主体的に参加する意識を育成します。 ○授業で学んだことを活かし、町の行事等に参加や協力を行います。	学校教育課
体験活動の実施	○子ども議会を実施し、地域に関心を持たせる機会とするとともに、地域の一員としての自覚を育成し、町を愛する心を育成します。 ○農業体験を通し地域の人々との交流を図り、地域の産業や文化に親しみと誇りを持たせ、ふるさとへの愛着と貢献意欲を育みます。 ○伝統工芸「手漉き和紙」の製作に取り組み、地域人材との交流を図りながら、歴史・文化の伝承と地域への愛着につなげます。	学校教育課 議会事務局 社会教育課
体験活動継続のための連携	○各学校の地域学校協働活動推進員※と行政が連携し、地域の協力者や協力企業の確保に努めます。	学校教育課

基本目標Ⅱ 生涯学習の推進

1 学びの場の充実

●取組16 各種講座の開設と充実

【現状と課題】

町民の皆様の生涯にわたる学びを支援し、人と人をつなぎ、ひいては地域の力を向上させるため、各種の生涯学習講座を展開しています。

しかし、人口減少や高齢化により参加者が減少し、講座の継続が難しい面も見られるようになりました。そのため単発の講座が多くなり、学習成果を地域活動や次の学びにつなぐことが課題となっています。また、若年層や働く世代は開設時間帯によっては参加しにくく、世代間の参加格差も開きが見られます。さらに、講師人材の確保や企画人材の不足も課題の一つです。今後は、地域ニーズを分析した講座体系の再構築、講師の確保・育成、近隣自治体との連携などによる学習機会の拡充が求められます。

【基本方針】

町民一人一人が年齢や立場に応じて学び続けられる地域社会をめざし、誰もが参加しやすい学習環境を整えます。多様な講座を体系的に展開し、学びを地域の活力へつなげます。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
世代別・目的別に体系化した講座設計	○子育て・働く世代・シニア向けに内容と時間帯を最適化します。 ○公民館講座や成果発表の仕組みを導入し、学びの継続を促します。	社会教育課
講師育成と地域学習コーディネーターの配置	○地域住民・退職教員等を対象に講師の確保と育成プログラムを実施します。 ○講座企画や運営調整を行うコーディネーターを配置します。	社会教育課
オンライン併用と近隣自治体との連携による講座拡大	○オンラインやハイブリッド形式を導入し参加機会を拡大します。 ○近隣自治体と共同講座を開き講師費用の分担と質の向上を図ります。	社会教育課

●取組17 子どもの読書活動推進

【現状と課題】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国において令和5年3月に「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。この計画では、「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。」としています。

また、熊本県では、「第5次肥後っ子いきいき読書プラン」が令和6年3月に策定され、これを基調に本町では、令和7年3月に「和水町子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定し、「子どもに本との出会いと楽しさを」をテーマに、子どもたちが読書に親しみがもてるよう、地域社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

【基本方針】

「和水町子ども読書活動推進計画（第4次）」にある、「家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供」、「読書活動を推進するための施設、設備とその他の諸条件の整備・充実」、「公民館図書室、ボランティア、学校等との連携による取組の推進」、「子どもの読書活動を推進するための啓発広報の推進」の4つの目標に則して取組を推進します。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
家庭における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業*による幼児期からの読書習慣の定着につなげます。 ○読み聞かせをはじめ、図書室の行事についてはボランティア団体等関係団体と連携し、継続実施を図り、子どもの読書を通じた豊かな感性や想像力の育成につなげます。 	社会教育課
地域における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○たまな圏域電子図書館*や県立電子図書館「くまもとe-books」*の利点を周知し、更なる利用拡大に努めます。 ○学校と連携し図書館利用カードの発行を継続し、教育に利用しやすいコンテンツを提供します。 ○電子図書館の資料数を拡大します。 	社会教育課
学校における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学生の読書活動を促進するため、需要の高い図書の把握や拡充に努めます。 ○家庭と連携した読書活動の推進を図ります。 ○学校図書室補助員の研修を行い、読書活動推進に向けた取組の充実を図ります。 	学校教育課
本や新聞に対する興味関心の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞を活用した学習への取組を行い、読む力と新聞に対する関心の向上を図ります。 ○保護者やボランティアによる読み聞かせ活動を推進します。 	学校教育課

2 社会体育の振興

●取組18 生涯スポーツの振興

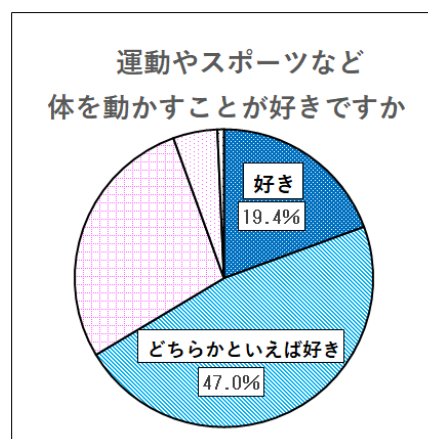
【現状と課題】

「なごみスポーツの日」や「町親善駅伝大会」、高齢者を対象とした「お茶の間筋トレ教室」などのイベントを開催し、子供から高齢者までが運動やスポーツに親しむ機会を提供しています。

また、町スポーツ推進委員や町スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ「クラブなごみ」などの各団体と連携し、スポーツ人口の増加を図ることでスポーツの普及にも力を入れています。

さらに、競技スポーツにおいては、個人や団体が持続的活動ができるよう財政的支援を実施しています。

令和6年度に高校生以上を対象に実施した「町民アンケート」では、「運動やスポーツなど体を動かすことが好きですか」の問いに6割以上の回答者が「好き」または「どちらかといえば好き」と回答しています。しかし、運動・スポーツを行う頻度については週に1回以上と回答した人が、国と県より低い傾向にあることから、運動・スポーツを継続してできる機会の提供が必要です。



資料：R6町民アンケートより

【基本方針】

国のスポーツ基本計画及び熊本県スポーツ推進計画に基づき、誰もがあらゆる機会と場所において、自主的にスポーツを行うことができるようスポーツに参画できる機会の充実に努めます。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
多様な運動・スポーツ実施機会の提供	○町スポーツ協会やクラブなごみの関係団体と連携し、定期的に行えるスポーツ環境を提供することで、スポーツの普及を図ります。	社会教育課
スポーツイベントの充実	○運動やスポーツに参加するきっかけづくりとして、誰もが気軽に参加できるスポーツ大会やイベント等を開催し、スポーツに親しむ機会の拡充を図ります。	社会教育課
障がい者の運動・スポーツ実施機会の充実	○障がい者スポーツに対する理解を深め、障がいがある人もない人も一緒に参加できるユニバーサルデザイン・エレクトロニック・スポーツ(UDe-スポーツ)*を通じて、触れ合う場の創出を図ります。	福祉課 社会教育課

●取組 1 9 金栗四三の顕彰と関連遺産の保全・活用

【現状と課題】

「日本マラソンの父」として知られる金栗四三の功績を継承していくため、その生家を整備し、記念碑の設置や銅像建立を行い、顕彰及び遺産の保存・活用に取り組んでいます。平成 31 年には、NHK 大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噺～」の放送を契機として全国的に注目を集め、多くの観光客が訪れるなど、知名度が大きく向上しました。また、金栗四三翁マラソン大会の開催により、試走に訪れるランナーが生家に立ち寄るなど、ランナー層への認知も着実に広がっています。

しかし、ドラマ放送終了以降、来訪者数が減少傾向にあること、ランナー以外や若年層からの認知度が低いこと等が課題となっています。この高まった関心を一過性のものにせず、継続的に来訪を促すため、イベントの充実を図り、若年層の認知度向上に取り組めます。そのために、金栗四三に関する広報活動を強化し、「ランナーの聖地」としての魅力をさらに高めていきます。また、次世代に確実に遺産を継承するため、関連遺産の保全や生家の整備を引き続き進めていきます。

【基本方針】

日本マラソンの父、金栗四三生誕の地として金栗四三を顕彰し、関連遺産の保全及び生家の活用を図ります。また、着実な情報発信等を行います。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担 当
関連遺産の保全と活用	○金栗四三の関連遺産について、適切な保全措置を講じ、展示物を良好な状態で維持できるよう努めます。 ○イベント等を企画し、金栗四三の生家の活用を図ります。	社会教育課
ランナーの聖地化	○金栗マラソン大会等の開催や、情報発信を通じて、健康づくりと地域活性化を推進し、「ランナーの聖地」としての魅力向上を図ります。	社会教育課 まちづくり課
金栗四三に関する学習の充実	○道徳や総合的な学習の時間において、金栗四三の精神を学ぶことができるよう、学校へ学習の機会を提供します。	社会教育課 学校教育課



●取組 2 0 部活動の地域展開に向けた取組の推進

【現状と課題】

少子化が進む中、国は平成 30 年に部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることを示し、令和 5 年度から休日部活動の段階的な地域展開を図ることとしました。

このことを受け、熊本県は令和 5 年 4 月に休日運動部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な移行の進め方等を示した「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」を策定しました。

令和 7 年度時点で、菊水中学校は活動している 6 部活動のうち、4 部活動は休日部活動の地域展開を段階的に進めており、残る部活動もその準備をしています。三加和中学校の部活動は、すべて平日のみの活動であるため、地域展開の在り方そのものを検討している状況です。

今後、国は平日部活動についても、地域展開を推進する方針であることから、国及び県の動向を見ながら、本町も平日部活動の地域展開を進めていく必要があります。

しかし、指導者の確保をはじめ、学校施設の管理方法、受益者負担など様々な課題があることから、学校や保護者、関係団体などと連携して課題解決に取り組み、地域全体で部活動の地域展開を推進します。

○中学校部活動の加入者数（加入率）

	R5	R6	R7
菊水中学校	86 名 (67.7%)	78 名 (63.9%)	89 名 (65.4%)
三加和中学校	33 名 (44.0%)	42 名 (57.5%)	50 名 (69.4%)

【基本方針】

国のガイドラインや県の推進計画に基づいて、部活動の地域展開を推進し、生徒たちが安心・安全に活動できる体制及び環境を整備します。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
推進体制の整備	○運営主体となる協議会を設置し、学校や関係団体等と連携することで、推進体制及び良好な環境の整備を図ります。	社会教育課
指導者の確保及び資質の向上	○安心・安全な環境で活動できるよう指導者を確保し、複数による指導体制を整備します。 ○指導者に対して研修会等を実施し、資質向上を図ります。	社会教育課

(注) 国において当初は「地域移行」という言葉が使われていましたが、その後「地域展開」という表現が使われるようになりました。このことを受け、本計画では「地域展開」と表記しました。

3 歴史・文化の振興

●取組 2 1 歴史・文化資源の保全と活用

【現状と課題】

本町には貴重な文化財、伝統行事、美術作品など、地域に根差した文化資源が数多く残されており、これらは後世に引き継ぐべき大切な財産です。

しかし、近年頻発する災害・異常気象により、文化財の被災の多発や、過去に整備された保護施設の老朽化などが見られ、指定文化財や便益施設の再整備が必要となっています。

さらには、適切な保存管理を行うための専門的な知識や人材が不足しているという現状もあります。また、地域においては、少子高齢化の進行により文化行事の担い手不足や参加者の減少が進行しています。近年では、近隣自治体とともに広域的な歴史・文化資源の活用を推進していますが、学習や観光に十分に活用しきれておらず、歴史・文化に対する関心や認知度の低下も課題となっています。

【基本方針】

地域に残る歴史・文化資源を適切に保全し、教育・地域振興へ積極的に活用することで、ふるさとへの誇りと愛着を育てるとともに、文化の継承と地域活性化につなげます。

学校・家庭・地域・行政が協力し、文化資源を活用した学びの充実やまちづくりへの活用を図ります。

【具体的な施策】

実践項目	内容	担当
指定文化財に対する保存活用計画の策定	○指定文化財ごとの保存活用計画を策定し、適切に保全できていない指定文化財の価値を客観的に位置付けるとともに、優先順位を付け再整備を行います。	社会教育課
歴史・文化資源の魅力発信	○貴重な文化資源の魅力を分かりやすく伝える展示施設、広報物などの整備及び管理運営を図ります。 ○学校や地域に対して、分かりやすく魅力的な文化資源の解説に努めます。	社会教育課 まちづくり課
歴史・文化資源の観光及びまちづくりへの活用	○歴史・文化資源を色々な媒体と組み合わせ観光事業として活用し、誘客を図ります。	社会教育課 まちづくり課

基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力向上と学校との相互連携強化

1 家庭・地域の教育力向上

●取組 2 2 家庭の教育力向上

【現状と課題】

教育基本法第10条に、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあるように、家庭教育は人格形成の基礎を育む場として極めて重要な役割もっています。

その家庭の教育力向上を図るため、保護者が子供の成長段階に応じて必要なスキルを学ぶことができる場として、就学時健診時などに「親の学びプログラム※」を実施しており、参加率も高くなっています。

しかし、その機会は限られており、保護者が子育てや発達に関する理解、情報モラル等について学ぶ機会は限定的です。共働き世帯の増加や家庭構造の変化により、学びの場に参加する時間的なゆとりを確保できない家庭も多く、子育てに関する情報入手に格差が生じており、課題の複雑化に保護者が不安を抱えるケースも見られます。

こうした背景から、保護者が気軽に参加できる多様な学びの機会の整備と、学校・地域・行政及び関係機関が連携した家庭教育支援体制の強化が求められています。

【基本方針】

家庭が子供の成長に果たす役割を再確認し、保護者が学び続けられる環境を整えます。また、家庭・地域・学校・行政が協働して家庭教育を支える体制を整備します。

【具体的な政策】

実施項目	内容	担当
保護者の学び合い・相談の場の創出	○保護者支援ができる人材を育成し、悩みを共有できる「親の学びプログラム※」を開催します。	社会教育課 学校教育課
SNS・スマホの安全利用支援	○フィルタリング設定、SNSの使い方、情報モラル※について集会を開催し、学びの場を設けます。	社会教育課



●取組 2 3 地域の教育力向上

【現状と課題】

心身ともに健全な子供の育成を図る上で、地域の教育力は重要な要素の一つです。地域の大人や異年同士で触れ合う経験は、子供たちに社会性を育むことにもつながります。そのことを踏まえ、本町において、小学生を対象とした「放課後子ども教室[※]」や中学生対象の「地域未来塾[※]」を開設しています。「放課後子ども教室」では安全な居場所を提供しながら、様々な体験活動や学習支援を実施しています。「地域未来塾」では、学習支援を通して学習意欲の向上を図っているところです。しかし、運営スタッフやボランティア等の人材確保が課題となっています。

一方、学校の教育活動に沿った形では、学校運営協議会[※]への参加や農業体験・職場体験・起業体験等への協力も継続的に行われています。

○令和7年度の参加者数

	対象	菊水校区	三加和校区
放課後子ども教室	小学校低学年	7	7
地域未来塾	中学生	0	11

【基本方針】

地域全体で子供の成長を支える仕組みを強化し、安心できる居場所と確かな学びを保障します。学校・家庭・地域・行政が協働し、子供の学習習慣や社会性を育むための地域の教育力向上を図ります。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
地域未来塾と放課後子ども教室のスタッフ、ボランティアの確保と育成	○安全管理・指導法等の研修を年次で実施し指導力の向上を図ります。 ○地域住民・大学生・退職教員などへの募集と継続参加の仕組みを整えます。	社会教育課



2 学校との連携・協働の推進

●取組 2 4 コミュニティ・スクールの推進

【現状と課題】

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会※」を設置した学校のことです。町内の小中学校は、すべてこれに当たります。本町の学校運営協議会は、小中一貫教育の視点から菊水校区・三加和校区ごとに小中合同で開催されています。

この協議会には、学校職員・地域住民・保護者・行政職員等が参加し、学校の運営方針についての協議・承認を行い、具体的な取組についても意見交換を行っています。特に、地域と学校の交流や地域での体験学習等については、共通理解を図ることで、円滑な実施のための環境づくりとなっています。

学習指導要領には「『よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る』という目標を学校と地域社会で共有する」ことが示されており、これに則した協議会の実施に向け、さらなる充実が求められています。

【基本方針】

学校・保護者・地域・行政等で学校運営方針の共通理解を図り、それに則してそれぞれの立場から教育活動を支援する体制づくりを行い、地域とともにある学校づくりを行います。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none">○学校教育に関わる多様な人材による運営協議会を実施します。○「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という意義の共通理解を図ります。○学校の運営方針について共通理解を図り、具体的な活動の円滑化を図ります。○児童生徒が地域と関わる機会を創出します。	学校教育課



基本目標Ⅳ 教育基盤の整備・充実

1 教育環境の整備・充実

●取組 2 5 学校の防災・安全対策の推進

【現状と課題】

東日本大震災、熊本地震や球磨川豪雨など、大きな自然災害はいつどこで発生するか予測できません。本町も自然豊かである一方、土砂災害等のリスクを有しています。また、日常の学校生活の中にも火災やけが等の危険は存在しています。これらのことを十分に踏まえた上で、児童生徒・職員に未然防止や対応力の育成を図る必要があります。

学校においては、定期的な安全点検や日常的な安全指導を行い、未然防止に取り組んでおり、地震や火災や不審者侵入等については、全校で避難訓練を実施しています。また、児童生徒を保護者に引き渡し訓練も実施しています。

これらの防災や安全についての取組は完全なものではなく、常に新しく見えてきた課題について検討を行い、より確実な対策となるように改善を図っていく必要があります。

【基本方針】

よりよい防災・安全教育を進めるため、地域・学校・家庭・行政が連携し、不断の改善を行い、安全・安心な学校づくりを目指します。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
通学路合同点検の実施	○通学路の危険箇所を学校・関係機関で現地確認を行い、改善に向け協議を行います。	学校教育課 総務課 建設課
安全教育全体計画の作成	○学校ごとに安全教育全体計画を作成し、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことができるよう態度・能力の育成を図ります。	学校教育課
避難訓練、引き渡し訓練の実施	○緊急時にスムーズな対応ができるよう、実際の災害を想定した避難訓練、引き渡し訓練を実施し、課題についての改善を図ります。	学校教育課



●取組 2 6 教育 DX の推進

【現状と課題】

教育DX（デジタルトランスフォーメーション）は、教育現場にデジタル技術を導入し、指導法や学習法の改革を行うことと、それによる児童生徒の情報活用能力の育成、職員の業務改革、学校と保護者の連携強化等を目指す取組の総称です。

本町においても、国のGIGAスクール構想※に則り、一人一台端末の整備が進み、オンライン学習や教育アプリの活用など、ICT機器を活かした学習活動が日常的に行われるようになりました。

デジタル技術の進展は、地方にも新たな可能性をもたらすものであり、児童生徒には着実に情報活用能力の育成を図る必要があります。（●取組13）

また、デジタル技術を指導法・学習法の改革や、教職員の働き方改革等に有効な手立てとするためには、単に機器を導入するだけでなく、関係するアプリケーションソフトを使いこなすためのスキルアップも必要となります。そのための情報提供、研修機会の設定や校内研修への支援等を行い、着実な推進を図ることが求められています。

【基本方針】

ICT機器を活用した児童生徒の学習環境の充実と教職員への支援体制を整備します。そのことで、より効果的で効率的な学校教育に向けての改革を推進します。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
ICT 支援員の配置	○アプリケーションソフト使用について支援に当たる ICT 支援員は、個別の相談にも対応し、教職員のスキル向上を図ります。	学校教育課
ICT 機器を活用した情報共有化の推進	○授業用の画像資料やワークシート等の共有化を推進し、より効果的で効率的な授業準備を支援します。 ○調査結果等のデータ共有化を進め、必要な情報へのアクセスを円滑にします。	学校教育課
端末・ネットワーク・システム環境の充実	○ICT 環境の安定運用のため、学校と連携し保守・管理に努めます。	学校教育課



●取組 2 7 教職員の働き方改革の推進

【現状と課題】

小中学校の教職員は、授業やそのための教材研究はもとより、生徒指導・相談活動・部活動指導・学校行事の企画運営・その他の校務等々、多岐にわたる業務を担当しています。そのため、令和5年8月には「和水町立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教職員のワーク・ライフ・バランス※を実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保できる環境づくりの推進を図ってきました。また、ICT 機器の整備や校務支援システムの導入により、業務の効率化も進んでいます。

しかし、改善の方向には向かっているものの上記のプランにある目標値を継続的に達成するまでには至っていない状況です。また ICT 機器の導入が新たな研修の必要性につながっている面もあり、教育DX（●取組26）の過渡期としての負担が増すことにも配慮が必要な状況です。教職員の心身の健康やモチベーション維持の観点からも、長期的かつ体系的な働き方改革が求められています。

【基本方針】

教職員の心身の健康維持を図るため、更なる業務の効率化や勤務時間の適正化を推進し、持続可能で効果的な教育活動が行える環境を整備していきます。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
校務・事務処理のデジタル化とその支援	○校務支援システムや保護者連絡ツール等を活用し、出欠管理・成績管理・会議資料作成の合理化を進めます。 ○アプリケーションソフトの操作などの個別の疑問にも ICT 支援員が対応します。	学校教育課
計画的な勤務時間等の把握と適正化	○「業務量管理・健康確保措置実施計画」に則して、教職員の勤務の把握と適正化を図ります。	学校教育課
心身の健康保持とストレス対策	○年1回以上の教職員ストレスチェックを実施し、適正な職場環境づくりに努めます。	学校教育課



2 教育施設の整備・充実

●取組 2 8 学校教育施設の整備・充実

【現状と課題】

児童生徒が毎日通う学校の施設・設備が安心・安全なものであることは、すべての教育活動の基盤です。昨今の全国的な猛暑をはじめとする自然災害や、児童生徒が被害に遭う事件・事故を受けて、防災対策、安全対策、防犯対策の充実が必要です。

また、日常的な破損や故障にも迅速に対応しながら、施設の老朽化にも計画的に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

定期的な安全点検により挙げられる修繕箇所はもとより、日常的な破損や故障等にも迅速な対応に努めます。また老朽化が進行している施設については、「和水町公共施設個別施設計画」に基づき計画的な整備に取り組み、施設の長寿命化を目指します。

また、施設への積極的な木材利用や、LED 照明への転換など、脱炭素や環境保全に配慮した学校づくりにも努めます。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
学校施設の維持管理と改善	○和水町公共施設個別施設計画に基づき、適切な時期に大規模改修を行うなど、施設の長寿命化に努めます。	学校教育課
	○各学校で定期的な点検を行い、危険箇所の早期の把握と改善・改修に努めます。	学校教育課
	○学習の場であり、災害時には避難所でもある学校体育館には空調設備を整備します。	学校教育課
	○蛍光灯や水銀灯から LED 照明への切替を計画的に行い、環境に配慮した学校づくりに努めます。	学校教育課
	○障がいのある児童生徒が安全で快適に学校生活を送れるよう、バリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の視点に基づく整備・改善に努めます。	学校教育課
ICT 環境の整備・充実	○進化する ICT 機器に対応したネットワーク環境の整備を行います。 ○一人一台端末や電子黒板等の整備・更新を行うことで、教育 DX の推進を支援します。	学校教育課

●取組 2 9 社会教育施設の整備・充実

【現状と課題】

町民の皆様が生涯にわたって学びながら、生きがいを感じて暮らしてもらえるよう、社会教育は重要な役割をもっており、その基盤となるのが整備された施設・設備です。本町では「和水町公共施設等総合管理計画」に基づき社会教育施設の状況把握と修理・改善に取り組んでいます。現状では老朽化が進んでいる施設もあり、空調・照明・トイレなど設備の更新が必要となっています。

また、バリアフリー化や案内表示の増設など利用者の利便性向上に向けた改善が求められています。さらに、人口減少を踏まえた施設規模の最適化や複合化についての検討も必要です。

【基本方針】

町民の学びと交流を支える社会教育施設を安全かつ活発に利用してもらえるよう、老朽化対策と機能向上を計画的に推進します。地域活動の拠点としての役割を強化し、誰もが利用しやすい環境づくりを行います。

【具体的な施策】

実践項目	内 容	担当
社会教育施設の長寿命化と利用環境改善	○老朽設備の優先更新とバリアフリー化を進め、安全で快適な施設利用を実現します。	社会教育課
施設の複合化・再配置と運営効率化	○利用状況を踏まえた機能再編、複合化、管理委託などにより持続可能な運営を確立します。	社会教育課



第4章 評価指標

●基本目標Ⅰ 学校教育の充実

No	項目	現状	令和11年度の目標	出典元
1	授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。(肯定的回答を含む)	小学3～6年 (67.4%) 中学1～2年 (74.2%) <R6>	小学校 (75%) 中学校 (80%)	県学力調査 児童生徒質問紙
2	授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか。(肯定的回答を含む)	小学3～6年 (64.2%) 中学1～2年 (64.4%) <R6>	小学校 (70%) 中学校 (70%)	県学力調査 児童生徒質問紙
3	国語の授業の内容はよくわかりますか。(肯定的回答を含む)	小学3～6年 (86.0%) 中学1～2年 (93.9%) <R6>	小学校 (90%) 中学校 (95%)	県学力調査 児童生徒質問紙
4	算数・数学の授業の内容はよくわかりますか。(肯定的回答を含む)	小学3～6年 (80.3%) 中学1～2年 (71.2%) <R6>	小学校 (85%) 中学校 (75%)	県学力調査 児童生徒質問紙
5	いじめを受けたと回答した子供の内、誰かに話(相談)をしたと答えた子供の割合	小学校 (73.9%) 中学校 (85.7%) <R7>	小学校 (80%) 中学校 (90%)	心のアンケート
6	運動やスポーツをすることは好きですか。(肯定的回答を含む)	小学6年 (86.1%) 中学3年 (93.1%) <R7>	小学6年 (90%) 中学3年 (95%)	運動やスポーツに対する意識調査
7	中学3年生の英語検定取得率	22.4% <R6>	30%	

●基本目標Ⅱ 生涯学習の推進

No	項目	現状	令和11年度の目標	出典元
8	各種講座参加者の満足度	—	80%	R8年度からアンケートの内容を点数化
9	町公民館図書室の小中学生への貸し出し冊数	1,694冊 <R5>	2,000冊	
10	金栗四三翁マラソン大会における町民の参加数	96人 <R6>	150人	
11	人権啓発活動参加者数	223人 <R7>	250人	
12	中学校の休日部活動の地域展開	6部活動中4部活動	全部活動	
13	金栗四三の生家来館者数	1,738人 <R6>	1,900人	
14	田中城ミニミュージアム来館者数	797人 <R6>	900人	

●基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力向上と学校との相互連携強化

No	項目	現状	令和11年度の目標	出典元
15	「親の学びプログラム」の参加者数	150人 <R6>	160人	

●基本目標Ⅳ 教育基盤の整備・充実

No	項目	現状	令和11年度の目標	出典元
16	教育施設における照明のLED化率	18.5% <R7>	100%	
17	時間外在校時間が月45時間以内の教職員の割合	70.8% <R6>	100%	

◎資料編

< キッズ・プロジェクトについて >

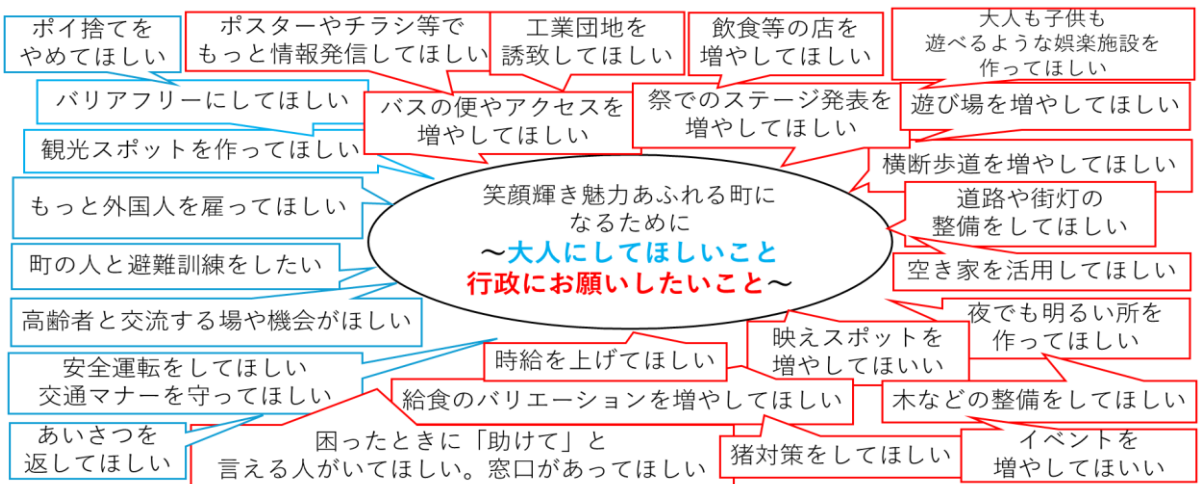
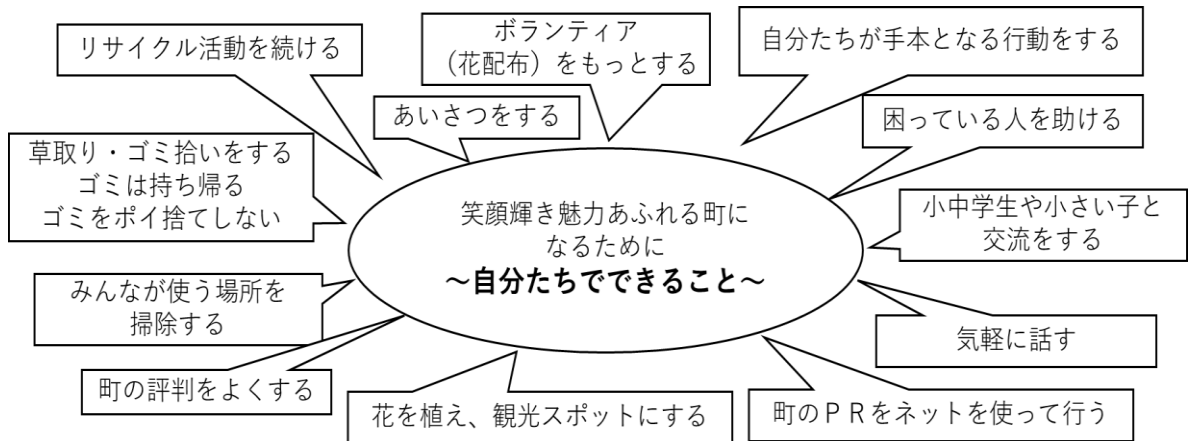
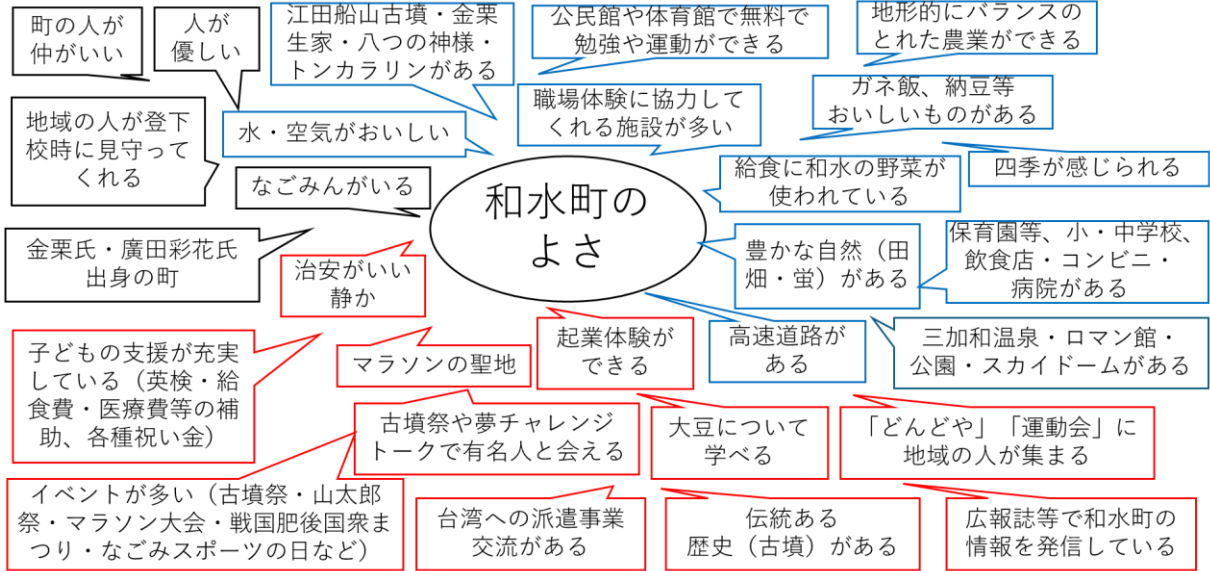
キッズ・プロジェクトとは、和水町の4つの小中学校（菊水小、菊水中、三加和小、三加和中）の児童生徒が、それぞれの児童会・生徒会を中心に協力して町に貢献しようとする取組です。

<これまでの経緯>

- ◆令和7年3月 中学校生徒会役員と教育長とのランチミーティングを実施
- ◆令和7年4月 小学校児童会役員と教育長とのランチミーティングを実施
 - 和水町をどう思っているか？
 - 和水町のために、自分たちができることはないだろうか？
- ◆令和7年4月 第1回キッズ・プロジェクト会議を実施
 - 小中学校4校の児童会・生徒会役員が菊水中学校に集まり、ランチミーティングで出された意見をもとに、本プロジェクトとして、何に取り組むかを協議し、主に以下のことを決定。
 - 「あいさつ運動」に取り組むこと。
 - プロジェクトのスローガンを募集すること。
- ◆令和7年5月 スローガン募集
 - 各小中学校の児童生徒と町民の皆さんに、スローガンを募集。
- ◆令和7年10月 スローガン決定
 - 『咲かせよう 明るいあいさつ 笑顔の花を』
- ◆令和7年10月 第2回キッズ・プロジェクト会議を実施
 - 小中学校4校の児童会・生徒会役員が、三加和公民館に集まり、決定したスローガンの下、具体的な取組について協議し、主に以下のことを決定。
 - 小中学生のあいさつのレベルアップのため、「あいさつの木」ポスターを各学校に掲示する。
 - スローガンを浸透させるためにポスター等を作る。
- ◆令和7年12月 各学校に「あいさつの木」ポスターを設置

< 和 water 町についての“子供たちの声” >

中学2年の皆さんが親の学びプログラム（次世代編）に取り組む中で、「今の町」「これからの町」について様々な思いを出してくれました。これらの声も様々な施策実施の参考にしたいと思います。



＜ 用語解説 ＞

★複数回使用されている用語は、最初に使用されたページを記載しております。

ページ	用語	意味
-	超スマート社会	最新のテクノロジーやAI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、5G通信などを駆使し、より便利で効率的な社会を実現することを目指す社会。
-	I C T	Information and Communication Technology の略で、日本語では「情報通信技術」と訳される。
3	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
5	熊本の学び推進プラン	熊本県教育委員会が策定した義務教育段階における学力向上に関する計画。
5	学力向上検証改善サイクル	学校総体でよりよい授業づくりのために行う「計画・実行・評価・改善」という一連のサイクルのこと。
5	アプリケーション (ソフト)	コンピュータを仕事や勉強など生活に役立てるために使用するソフトウェアのこと。
7	中一ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で生じる戸惑いや不適應などの状態。
8	フィールドワーク	教室や机上だけでなく、実際の現場に出て、観察・調査・体験を通して学ぶ活動のこと。
8	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。
9	スクールカウンセラー (S C)	学校に配置され、児童生徒の悩み、人間関係、家庭や学校生活での問題について専門的に相談にのる専門家。
9	スクールソーシャルワーカー (S S W)	学校に配置され、子供や家庭が抱える生活・環境上の課題に対して、学校と家庭、関係機関をつなぎながら支援する専門家。
12	地域学校保健委員会	学校・家庭・地域・関係機関が連携して、子供たちの心身の健康づくりを進めるために設置される協議・連携のための組織。
15	インクルーシブ教育	障害の有無に関係なく、すべての子供たちが個性や違いを尊重されながら、共に学び合い、成長できる教育。
15	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育を学校全体で効果的に実施するために、支援の調整役を担う役割を持つ人。

ページ	用語	意味
15	個別の教育支援計画	教育、医療、福祉、労働党の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における望ましい成長を促すため、教育機関が中心となって作成する計画。
15	個別の指導計画	特別な支援を要する個々の児童生徒について、適切な指導を行うために学校で作成される計画。
15	ケース会議	特別な支援を要する児童生徒について、関係者で状況や課題の共通理解を図り、支援方法等を検討する会議。
16	水俣に学ぶ肥後っ子教室	県内の小学校5年生を対象とした体験型の教育プログラムで水俣病の正しい理解や人権感覚の育成を図るとともに環境問題に関する積極的な態度を育てることを目的とした取組。
16	学校版環境ISO	学校が主体となって、環境に配慮した行動や学習を計画的・継続的に進めるための仕組み。
17	グローバル社会	国境を越えて、人・物・情報・文化・経済が相互に深く結び付いた社会のこと。
18	個別最適な学び	一人一人の児童生徒が自分に適した学習の進め方・方法で学ぶことができるようにする学びのこと。
18	協働的な学び	児童生徒同士が意見交換を行ったり、グループで問題解決を行ったりすることで、理解を深めたり、新しい視点を得たりする学びのスタイル。
19	キャリアパスポート	キャリアパスポートとは、児童生徒が自分自身の学びや経験を記録し、それを基に自分のキャリアを見通していくためのポートフォリオ（記録集）。
19	キャリア形成	単に職業を選ぶことや、特定の仕事に就くことだけではなく、自己理解を深めたり、社会や経済の変化に対応できる柔軟なスキルを育成したりなど、個人の人生全体にわたる自己成長の課程。
20	地域学校協働活動推進委員	地域と学校が連携して実施する様々な教育活動の推進を支援する役職。
20	キッズ・プロジェクト	資料編 37ページを参照。
22	ブックスタート事業	主に0歳児（生後2ヶ月から6ヶ月頃）とその保護者を対象に絵本を届け、親子での読書を通じて早期の言葉やコミュニケーションの発達をサポートする事業。
22	たまな圏域電子図書館	玉名圏域定住自立圏1市3町（玉名市・玉東町・南関町・和水町）で共同運営する電子図書館です。地域の住民が自宅や外出先からでも、図書館の蔵書にアクセスできるようにすることを目的としている。

ページ	用語	意味
22	県立電子図書館「くまもと e-books」	熊本県立図書館が提供する電子図書館サービス。登録すると県立図書館の利用者は、インターネットを通じてパソコンやスマホ、タブレットから無料で本を読むことができる。
23	ユニバーサルデザイン・エレクトロニック・スポーツ	障害の有無にかかわらず、すべての人々が参加できるように設計された電子スポーツ。
27	親の学びプログラム	子育て中の保護者（親）が家庭教育について学び、子供の成長を支えるための知識や技術を身につけることを目的にした取組。
28	放課後子ども教室	放課後の時間を有効活用し、子供たちが安心して学び、遊び、成長できる場を提供するための地域協働型の教育支援事業。
28	地域未来塾	地域の活性化を目的として、地域の未来を担う若者や地域住民が中心となり、地域の課題解決に向けた活動を行うためのプログラム。
28	学校運営協議会	学校と地域社会が一体となって、学校の教育活動や運営を支援・改善するための協議・連携の場。この協議会は、地域住民、保護者、教育関係者、行政などが参加し、学校の教育方針や運営に関する意見交換を行う。
31	G I G A スクール構想	ICT（情報通信技術）を活用し、すべての児童生徒に個別最適化された学びの環境を提供し、教育の質の向上を目指す政府の施策。1人1台端末の整備と高速・大容量通信ネットワークの整備を中心に、教育現場における ICT 環境の整備を進めることを目的としている。
32	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活（プライベート）の調和を図り、どちらも充実させることを目指す考え方。教育の分野では、教員の過重労働を減らし、働き方改革を進めることが、児童生徒の教育環境の改善にもつながると考えられている。
33	バリアフリー	障害のある人や高齢者を含むすべての人々が、物理的、社会的、精神的な障壁を感じることなく、生活することができるように、環境や社会を整備・改善すること。
33	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人々が使いやすいと感じるような製品、環境、サービスを設計すること。

